

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[6]、
TOP・MPDのS・A[8]を
一緒に勉強しよう!



地方公務員の義務

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない(地公法30条)。

地方公務員

1 意義

地方公共団体の機関から**任命**され、地方公共団体から**給与**を受け、地方公共団体の**職務に従事**する公務員をいう。

2 服務の根本基準

地公法30条は、全体の奉仕者である公務員として勤務に服するに当たって、守らなければならない義務(服務)を**一般的**に定めたものである(服務の根本基準)。これ以外に、宣誓義務等の**個別的**な義務が規定されている(地公法31条~38条)。

3 個別的義務

- ① 宣誓義務(地公法31条)
- ② 職務に専念する義務(地公法35条)
- ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32条) **職務上の義務**
- ④ 信用失墜行為の禁止(地公法33条)
- ⑤ 秘密を守る義務(地公法34条)
- ⑥ 政治的行為の制限(地公法36条)
- ⑦ 労働基本権の制限(地公法37条)
- ⑧ 営利企業等の従事制限(地公法38条) **身分上の義務**

①~⑧の義務に違反すると、地公法29条1項の規定により、**懲戒事由**になり得ます。また、⑤の守秘義務違反を行うと地公法60条2号により、⑦の義務に違反して争議行為を企てるなどすると地公法62条の2により、それぞれ**刑事罰**に処されます。



宣誓義務

- (1) 職員は、条例の定めるところにより、**服務の宣誓**をしなければならない(地公法31条)。
- (2) 警察職員については、「日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の**服務の宣誓**を行うものとする」と定められている(警察法3条)。



令和3年4月1日からは、
これまで必要だった署名・対面での宣誓が不要とされたよ。

職務上の義務

1 職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその**職責遂行**のために用い、所属する地方公共団体がなすべき責任を有する**職務にのみ従事**しなければならない(地公法35条)。

2 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員は、職務を執行するに当たって、「法令等」に従い、かつ、「上司の職務上の命令」に従わなければならない(地公法32条)。行政機関の一体性、行政責任の明確性及び公務の能率性・迅速性を確保するため、職員は、職務命令に違法があっても**拒むことはできない**。拒否できるのは、職務命令に**明白かつ重大な違法**があるという例外的な場合に限られる。

| | |
|-----------|--|
| 法令等に従う | 法令等の 正しい解釈 に基づき、最善の方法をもってその適正な運用に努め、執行に当たるべきこと |
| 上司 | 職務上その職員を 指揮監督する権限を有する職員 |
| 上司の職務上の命令 | 指揮監督権のある上司が、部下職員に対しその職務に関して発する命令。書面(訓令、通達)による場合だけでなく、口頭による場合(訓示、指示)も含む |

上司の職務上の命令が違法であると考える場合に、部下は上司に再考を促すため意見具申することができるのは当然のことよ。



マンガでTRY 法学論文 憲法

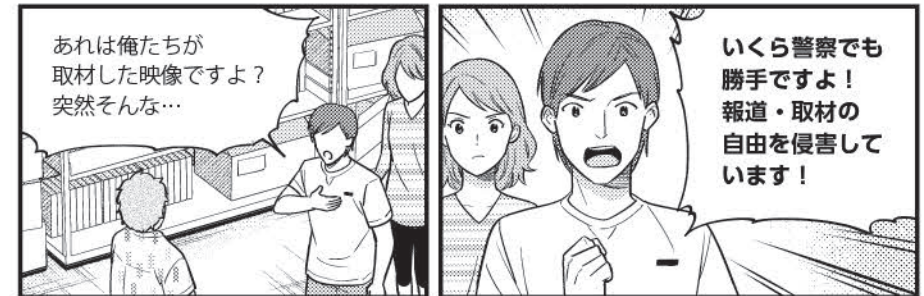


論文とリンク!!
TOPの論文①、
TOP・MPDの論文②を
一緒に勉強しよう!

報道・取材の自由と犯罪捜査

Aテレビ局において、ヤミ金融Z社の実態が取り上げられ、熾烈な取立て現場の様子が放映された。警察は、これを端緒として捜査を開始し、Aテレビ局が保管する放映済みの取立て状況に関する録画記録媒体を捜索差押許可状により差し押さえた。

▼上記の事例をマンガで見てください!



問 この場合において、捜索・差押えが報道・取材の自由を侵害しないか、報道・取材の自由と犯罪捜査の関係に触れつつ述べなさい。

解答・解説は次ページで▶